

景観調書の書き方（住居系用途用）

この調書は、主として平塚市景観ガイドラインに定めた配慮事項の反映状況を確認するものです。以下の記入項目は、平塚市景観ガイドラインの各項目に対応したものとなっています。

建築行為等を行う際は、景観形成基準（平塚市景観計画P38、39を参照）を遵守するとともに、その模範を示す平塚市景観ガイドラインの配慮事項を概ね満たすものとしてください。

景観上の設計趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の現時点における景観上の設計趣旨を記入。 ・項目別デザイン基準（P. 22）に配慮し、①周辺とのかかわり ②質を高める ③まちなみを彩る に関しての設計上の取組みを記入。 	
景観配慮項目	景 観 に 配 慮 し た 事 項	
	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面後退、駐車場配置、設備機器配置 etc.（平塚市景観ガイドラインP.23参照）
	高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・スカイライン、圧迫感軽減 etc.（平塚市景観ガイドラインP.23参照）
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路境界緑化、シンボルツリー、駐車場緑化 etc.（平塚市景観ガイドラインP.24 及び P.17～P.19参照）
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・形態、色彩の調和 etc.（平塚市景観ガイドラインP.25 及び P.8～P.12参照）
	素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁素材、擁壁素材、駐車場舗装素材 etc.（平塚市景観ガイドラインP.25 及び P.36参照）
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物、コモンスペース、立体駐車場 etc.（平塚市景観ガイドラインP.36～P.40参照）

～ 建築行為等は平塚市景観ガイドラインに沿った計画としましょう。～
 平塚市まちづくり政策課都市景観担当